

死亡時期に関する錯誤

- 【文献種別】 判決／横浜地方裁判所
【裁判年月日】 平成28年5月25日
【事件番号】 平成27年(わ)第1360号
【事件名】 死体遺棄被告事件
【裁判結果】 有罪
【参照法令】 刑法190条
【掲載誌】 公刊物未登載

LEX/DB 文献番号 25543379

事実の概要

被告人は、意識喪失状態にあった（なぜそうなったのかは不明）被害者が死亡したものと誤信して、同人をガラ入れ袋に入れてコンクリート塊付きロープで結束し、海中に押し込み、よって、間もなく溺水の吸引により死体となった同人を遺棄したものである。

判決の要旨

被告人は、被害者を「海中深くに沈め、外部から容易に発見できない状態におくことまでを意図し」、同人を「海中に押し込み、海中に沈んでいくのを見ていたものである。そうすると、被告人による遺棄行為は、被害者の身体を海中に押し込んだ時点で終了したものとみるのは相当ではなく、その後、身体が海中深くに沈み、外部から容易に発見されない状態になるまで相当時間続いていたものとみるべきである。」被害者の「正確な死亡時期までは不明であるものの」、同人が「海中に押し込まれる際に意識を喪失していたことに鑑みると、海中に押し込まれた後、間もなく溺水の吸引により死亡したと推認できる」ため、同人は「被告人による遺棄行為が完了するまでに死亡していたものと認められる。」

以上によれば、被告人は、「結局、遺棄行為の最終段階においては、意図したとおり、死体遺棄の結果を生ぜしめるに至って」おり、被害者の「死亡時期に錯誤があるものの、それは因果の経過に

関する錯誤にすぎないから、被告人には死体遺棄罪が成立するというべきである。」

判例の解説

本件において争点となったのは、死体遺棄罪の成否である。検察官側は被告人が被害者を海中に押し込んだ時点において死体遺棄罪の故意で殺人罪を犯したもとして、軽い死体遺棄罪の限度で刑責を負うとした。それに対して、被告人側は、海中に押し込んだ時点では死体遺棄罪の客観的構成要件該当性がないので無罪であるとした。

以上の主張に対して、本判決は、最終的には被告人の意図したとおりの結果が発生しており、死亡時期に関して錯誤があるものこのような因果経過の錯誤は故意を阻却しないとして死体遺棄罪を肯定できるとした。本判決によるこのような論理構成を、本稿では因果関係の錯誤として問題解決を図ったものと理解し、以下では、このような解決が果たして可能なのかを検討する。その際、大きく2点、問題になるとと思われる。1つ目は、被害者が死亡した時点以降の経過について死体遺棄行為として被告人に帰属することができるのか、である。これはさらに2つの問題に分けることができる。まず、被害者が死亡した時点から発見が困難になるまでを死体遺棄行為として捉えることができるのかどうか（「問題イ」）、である。次に、問題イ）が認められることを前提に、死体遺棄の実行の着手時点が、被害者を投棄する（直前の）行為とすると、実行の着手から死体遺棄行

為が時間的に後ろにズレることになるが、このような場合であっても、死亡時点以降の死体遺棄を被告人に帰属することができるのか、である（「問題口」）。これらの問題が肯定されることを前提に、2つ目は、被告人の有している死体遺棄の故意が、遅れて生じた死体遺棄に対する故意として認められるかどうかである。この点を検討する前提作業として、まずは関連裁判例を概観し、本判決を位置づけ、本判決の特徴を明らかにする。

死体遺棄罪について無罪とした裁判例から見ていこう。①大阪地判昭43・8・16(判時537号88頁)は、被告人が被害者を暴行により昏倒させ、被害者は一時的に失神状態に陥ったが、被告人は被害者が死亡したものと誤信し犯跡を隠蔽すべく死体遺棄の故意で被害者を橋上から運河に投棄し、その結果、被害者が多量の溺水の吸引により窒息死(溺死)したというものである。主たる争点は傷害致死の成否、とりわけ被告人による被害者への暴行と死の結果との因果関係であったが、①判例は、死の結果との因果関係を否定し、傷害罪のみの成立を肯定したうえで、死体遺棄罪の成否につき、死体遺棄の未遂を罰する規定がない以上、過失致死罪あるいは重過失致死罪が問題となるが、検察官が訴因変更に応じなかったため、死体遺棄については無罪とした。ここでは死亡時期の錯誤につき、抽象的事実の錯誤とも因果関係の錯誤とも捉えられておらず、死体遺棄罪が成立するとも考えられていない。もっとも、死体遺棄の未遂の処罰規定がない以上としていることから、被害者を運河に投棄した時点(あるいはその直前)で、実行の着手が認められるものと理解されている。

次に、②大阪地判昭46・9・9(判時662号101頁)であるが、事案は被告人が自己の幼児に暴行を加えた後に、遺棄したというものである。ここで争点となったのは、被告人が同児を放置して立ち去った際に、同児がすでに死亡していたかどうかであった。

この点、②判例は、被害者の生死は不明としたうえで、死体遺棄罪と保護責任者遺棄の訴因につきいずれも証明不十分として無罪とすべきか、あるいは択一的にまたは被告人に有利な訴因につき有罪の認定をなすべきか問題となるが、挙証責任の原則に従う限り、後者のような認定は許されず、それゆえ各訴因につき証明が十分でなく無罪とし

た。

この②判例と本件は類似するが、しかし②判例は遺棄行為の時点で被害者の生死が不明という点で本件と事案を異にする。そのため、②判例は死亡時期の錯誤について事実認定の問題として、択一的認定を否定し、死体遺棄(ならびに保護責任者遺棄)につき無罪を言い渡している。

次に死体遺棄罪が肯定された裁判例についてみていこう。まず挙げられるのが、③旭川地判昭60・8・23(高刑集39巻1号19頁)である。事案は、被告人が、大型特殊自動車で除雪中に誤って被害者を負傷させ雪山に埋没させたが、被告人は、そのことに気付いた時点で被害者がすでに死亡したものと誤信し、被害者を工場敷地内に投げ捨てたというものであった。もっとも、被告人が被害者を投げ捨てた時点ではまだ生存している可能性があった。

以上の事実関係のもとで、③判例は本件を、被告人が死体遺棄の故意のもとに保護責任者遺棄を犯したことから、抽象的事実の錯誤の問題と捉え、この場合、両罪が重なり合う限りで軽い方の罪が成立することを前提に、両者は実質的に重なっていると見て死体遺棄罪の成立を肯定した¹⁾。

これに対して、③判例の控訴審である④札幌高判昭61・3・24(高刑集39巻1号8頁)は原審を破棄したうえで、次のように判断した。すなわち、死亡推定時刻は、法医学的判断とともに、社会通念と、被告人に対し死体遺棄罪という刑事責任を問うるかどうかという法的観点を踏まえて考察すべきとしたうえで、遺棄行為時、被害者が生存していれば、被告人には重過失致死あるいは保護責任者遺棄が考えられるが、両罪とも死体遺棄罪より法定刑が重い罪である。そして、「本件では、被害者の生死が確認できない以上、軽い罪である死体遺棄罪の成否を判断するに際し死亡事実が存在するものとみることも合理的な事実認定として許される」として、被害者は遺棄行為時、死亡していたと認定し、死体遺棄罪を肯定した²⁾。

③、④判例も遺棄行為時に被害者の生死が不明である点で本件とは事案を異にするが、死亡時期の誤信につき、③判例は抽象的事実の錯誤として問題を処理したのに対して、④判例は、事実認定における択一的認定の問題として捉え、これを肯定し被害者が死んだものとして、死体遺棄罪を肯

定している³⁾。

さらに、死体損壊事案ではあるが、死亡時期の錯誤が問題となったものとして、⑤東京高判昭62・7・30(判時1246号143頁)がある。事案は、被告人が、被害者への殺害行為後、死んだと思い、その犯跡を隠蔽すべく当該被害者の顔面に放火したが、しかし、当該損壊行為の際に、被害者はなお生存していた可能性があったというものである。

⑤判例は、被告人のみならず何人においても被害者が死亡していると疑う余地のないこと、医学的見地から見ても生死の判定が困難であること、被告人の損壊行為以前の暴行により短時間で死亡することが確実であることから、「被告人は本件損壊行為に及び、かつ少なくともこれによる燃焼中、これとは別の前示頭蓋内損傷により死亡した被害者に対し、その死の前後にわたる燃焼により結局意図したとおり死体損壊の結果を生ぜしめたものであるから」、生存の可能性が否定できないにしても、死体損壊の責を負うべきとして死体損壊罪を肯定したのである。

⑤判例においても、損壊行為時点で被害者の生死が不明ではあるが、結局は被告人の意図したとおりの結果が生じたとして死体損壊罪を肯定した。この解決は本判決の解決と類似するものである。

以上の裁判例の概観から本判決を位置づけよう。死亡時期の錯誤に関する事案については、客観的に生死が不明であった場合と生死が明らかであった場合の2つの場合がある。そして、生死不明な事案では、択一的認定の問題とすることで事実認定による解決が示されたが、これらの解決の射程は生死不明な場合に限られるところ、本件は、遺棄行為の時点で客体の生存が明らかな場合であるから、事実認定の問題として処理することはできない。そこで、実体法上の問題として処理することになるが、しかし、抽象的事実の錯誤による処理は④判例により、裁判例上、否定された。また、(重)過失致死罪による処理も考えられるが、本件において、この点は問題とされず、⑤判例において生死不明事案であるが本判決類似の解決が示されていた。以上を踏まえると、本件は、被害者の生死につき客観的に明らかな場合の死亡時期に関する錯誤事案で、①判例において(重)過失

致死罪による解決が示唆されていたものの、本判決は、⑤判例の解決を生死の明らかな事案にも適用することで本件を因果経過に関する錯誤として捉え、死体遺棄罪を肯定した、おそらく初めての裁判例といえよう。

本判決をこのように位置づけたいうえで、上記1つ目の問題イ)、ロ)を検討しよう。まず、イ)の点である。

この点、本判決は、死体遺棄行為を、死体の隠蔽と捉え、それゆえ、外部から容易に発見できなくなるまで死体を沈めた地点まで遺棄行為が続いているとする。確かに従来の裁判例は、死体遺棄において場所的離隔を重視せず、死体を隠し、適切に埋葬しない点を重視しているので、本判決のように死体遺棄を死体の隠蔽と理解することはこれまでの裁判例に沿うものといえる⁴⁾。そして、「死体を遺棄した」を死体の隠蔽と捉えるのであれば、その既遂時期は死体が「隠された」時点となるから、隠されるまでの経過を、客体が行為者の手から離れているにしても、広義の死体遺棄行為(Tat)として捉えることは可能であろう。

もっとも、この点、井田良によれば、死亡した「時点以降の行為を遺棄行為と評価するためには、その時点以降において行為者においてその行為を続けることもやめることもいずれも可能であったことが必要」としたうえで、確かに「被害者の死亡した時点以降の事実も、構成要件該当事実の一部であり、広義における行為の一部」というのが、しかし「行為者にとり客体はもはや手から離れており、遺棄行為を『やめる』ことはできず、「本来の行為(狭義の行為)は終了して単なる因果経過に移行したというべき」⁵⁾として、被害者が死亡した時点以降の経過を死体遺棄(狭義の)行為として理解することを否定する。

しかし、実行の着手は海中に被害者を押し込む(直前の)行為であり、その時点で当該行為をやめることができれば、その後の(広義の)行為の段階で回避不可能であっても生じた事態(Tat)は実行の着手に帰属することはできる。このことは、例えば、被害者を監禁した後に海外に逃亡したという場合に、海外への逃亡以降は監禁行為をやめることができなくても逃亡以降の監禁を行為者に帰属できるのと同様である。それゆえ、本件のような場合に実行の着手時点で回避可能であれ

ば、後に生じる死体遺棄の広義の行為の時点では回避不可能であっても、後の死体遺棄という事態を被告人に帰属することは可能であろう。このようにして、問題イ)を肯定することができる。次に、問題ロ)を検討する。

ロ)につき、死体遺棄罪において、まず実行の着手時に客体が死体でなければならず、それゆえ実行の着手と死体遺棄行為がズれるのは許されないとの考え方もありうる。しかし例えば、不倫相手が自己の子供を出産するのを知り、出産予定日前日に、出産予定日の数日後に爆発するよう時限爆弾をセットし、出産後に爆弾の爆発で当該子供が殺害された場合でも殺人罪は肯定されるのであって、このことからすれば、実行の着手時に同時に客体もまた存在していなければならないという必然性はなく、その作用時に客体が存在していれば足りる。

このようにして実行の着手から(広義の)実行行為が後ろにズれることが許されるにしても、さらに、当該実行行為が行為者に帰属できるのが問題となる。この点、従来の裁判例は因果関係の錯誤が問題となる事案につき、相当因果関係の範囲内であれば、経過に異常があっても因果関係を認めている⁶⁾。では、本件において因果経過の相当性が認められるかであるが、ポイントは、海中への投棄時点での被害者の生存という事実が判断基底に含まれるのかである。この点、客観説によるなら、問題なく判断基底に組み込まれ、因果経過の相当性は肯定されよう。それに対して、折衷説によるなら、被害者の生存を一般人が認識しえたのが問題となるが、この点を判断するにあたって、行為状況につき本判決が認定した諸事実は曖昧あるいは不十分で(それゆえ、本判決がこの程度の事実認定で死体遺棄罪を肯定したのは問題である)判断が困難であるが、仮に一般人でも被害者は死んでいたとしか認識しえないとすれば、「死体」の海中への投棄と、投棄後まもなくしてからの死体遺棄行為の発生との間に相当性が認められるとは言い難いであろう。というのも、客体が死んでいるにもかかわらず、死体遺棄行為が後にズれて生じるということは経験則上、通常・相当とはいえないからである。

最後に、2つ目の問題である、死亡時期の錯誤が、現に生じた死体遺棄という事態を被告人の故

意に帰属するうえで、どのような影響を及ぼすのかについて検討する。因果関係の錯誤に独自の意味を認めない見解からすれば、上述のとおり、客観説か折衷説で見解が分かれうる。それに対して、因果関係の錯誤に独自の意味を認める見解からすれば、行為者の認識しえた事情を基礎に海中への投棄行為から後に遅れて死体遺棄行為が発生することが当該行為から生じる1つのバリエーションといえるのが問題となるところ、被害者の生存を認識しえないとすれば、死体遺棄行為が後に遅れて生じるということは通常ありえないのであるから、このような齟齬は故意への帰属にとって重要であり、実際に死亡した時点以降の死体遺棄に対して故意を認めることはできないことになる。

●——注

- 1) 保護責任者遺棄(生体)と死体遺棄(死体)につき符合を認めることについて、町野朔「死の概念と死の認定」法教154号56頁は「生者のなかに死人が含まれるという奇妙な考え方である。また、両罪の保護法益も異質であり、罪質の点でも符合を認めるのは極めて困難である」とする。
- 2) もっとも、通説は包摂関係にない場合の択一的認定を否定しており(古江頼隆「択一的認定」井上ほか編『刑事訴訟法判例百選〔第9版〕』(有斐閣、2011年)202頁以下など参照)、結局のところ④判例も③判例と同様の問題点を有している。
- 3) 本件の匿名解説・判タ607号105頁において、すでに「被告人は葬祭をする責務を有する者であるから、被害者を運んで投げ捨てた後、その死亡が確実となった段階における放置の事実をとらえて死体遺棄罪に問擬することも可能であろう」とする。
- 4) 例えば、最判昭24・11・26刑集3巻11号1850頁など。
- 5) 井田良「殺人罪と死体遺棄罪の区別をめぐって」井田ほか編『新時代の刑事法学 椎橋隆幸先生古稀記念(下巻)』(信山社、2016年)55頁。なお、井田・前掲論文57頁は本件を抽象的事実の錯誤として捉え、軽い罪の範囲内で故意犯の成立が認められるとするが、殺人と死体遺棄が重なるとするのは疑問である。この点、前掲注1)の町野の見解も参照。
- 6) この点につき、松宮孝明編『判例刑法演習』(法律文化社、2015年)111頁[玄執筆]を参照。

龍谷大学教授 玄 守道